

有価証券オプション取引に係る手数料体系の見直し等に伴う
「手数料に関する規則」の一部改正について

2017年2月1日
株式会社日本証券クリアリング機構

1. 改正趣旨

有価証券オプション取引に係る清算手数料をオプション対象証券の売買単位に係る数量に基づき定めるべく、「手数料に関する規則」について所要の改正を行う。

2. 改正概要

(備考)

(1) 有価証券オプション取引に係る清算手数料

- ・ 当社が引き受けた債務、清算参加者が行った権利行使及び清算参加者が受けた権利行使の割当てに係る数量について、オプション対象証券の売買単位に応じた清算手数料（1取引単位につき1円、5円又は10円）を定める。

・ 手数料に関する規則の別表

(2) その他

- ・ SBI ジャパンネクスト証券株式会社が運営する私設取引システムの取引時間の変更に伴い、清算手数料の月次算出対象期間を変更する。
- ・ その他所要の改正を行う。

・ 手数料に関する規則の別表

3. 施行日

2017年3月1日から施行する。ただし、SBI ジャパンネクスト証券株式会社が運営する私設取引システムの取引時間の変更に伴う改正は、2017年2月28日から施行する。

以上

手数料に関する規則の一部改正新旧対照表

新			旧		
<p>別表</p> <p>清算手数料の算出の基準及び清算手数料率</p> <p>1 業務方法書第3条第2項第1号及び第7号から第10号までに掲げる取引並びに第2号に掲げる有価証券オプション取引の権利行使により成立する対象有価証券の売買に係る清算手数料の算出の基準及び清算手数料率は、次のとおりとする。</p>			<p>別表</p> <p>清算手数料の算出の基準及び清算手数料率</p> <p>1 業務方法書第3条第2項第1号及び第7号から第10号までに掲げる取引並びに第2号に掲げる有価証券オプション取引の権利行使により成立する対象有価証券の売買に係る清算手数料の算出の基準及び清算手数料率は、次のとおりとする。</p>		
清算対象取引の区分	算出の基準	清算手数料率	清算対象取引の区分	算出の基準	清算手数料率
業務方法書第3条第2項第1号及び第10号に掲げる取引並びに第2号に掲げる有価証券オプション取引の権利行使により成立する対象有価証券の売買	債券(新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)以外の有価証券	当社が当該月(当該月の前月の末日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下この項において同じ。)の午後5時30分より後を含み、当該月の末日の午後5時30分より後を除く。ただし、私設取引システムにおいて午後4時30分以降に開始する市場において成立した取引分については、当該月の前月の末日の午後4時30分より後を除く。以下この項において同じ。)に引き受けた債務の額(当該取引に係る有価証券の数量に約定値段を乗じた額とする。)並びに当該月に業務方法書第3条第2項第2号に掲げる有価証券オプション取引の権利行使及び権利行使の割当てにより成立した対象有価証券の売買代金(以下この項において「当該月の債務引受額等」という。)に万分の0.04を乗じた額。ただし、当該月の債務引受額等をすべての清算参加	業務方法書第3条第2項第1号及び第10号に掲げる取引並びに第2号に掲げる有価証券オプション取引の権利行使により成立する対象有価証券の売買	債券(新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)以外の有価証券	当社が当該月(当該月の前月の末日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。)の午後5時30分より後を含み、当該月の末日の午後5時30分より後を除く。以下この項において同じ。)に引き受けた債務の額(当該取引に係る有価証券の数量に約定値段を乗じた額とする。)並びに当該月に業務方法書第3条第2項第2号に掲げる有価証券オプション取引の権利行使及び権利行使の割当てにより成立した対象有価証券の売買代金(以下この項において「当該月の債務引受額等」という。)に万分の0.04を乗じた額。ただし、当該月の債務引受額等をすべての清算参加者について合算した額が40兆円を超える場合は、次のイからハまでに定める額の合計額とする。 イ 当該月の債務引受額等のうち1兆円以下の金額につき万分の0.04を乗じた額 ロ 当該月の債務引受額

		<p>者について合算した額が40兆円を超える場合は、次のイからハまでに定める額の合計額とする。</p> <p>イ 当該月の債務引受額等のうち1兆円以下の金額につき万分の0.04を乗じた額</p> <p>ロ 当該月の債務引受額等のうち1兆円を超え3兆円以下の金額につき万分の0.04を乗じた額に0.97を乗じた額</p> <p>ハ 当該月の債務引受額等のうち3兆円を超える金額につき万分の0.04を乗じた額に0.95を乗じた額</p>			<p>等のうち1兆円を超え3兆円以下の金額につき万分の0.04を乗じた額に0.97を乗じた額</p> <p>ハ 当該月の債務引受額等のうち3兆円を超える金額につき万分の0.04を乗じた額に0.95を乗じた額</p>
		(略)			(略)
		(略)			(略)
業務方法書第3条第2項第7号から第9号までに掲げる取引(指定証券金融会社である清算参加者に限り適用する。)		(略)	業務方法書第3条第2項第8号から第10号までに掲げる取引(指定証券金融会社である清算参加者に限り適用する。)		(略)
2 業務方法書第3条第2項第2号から第6号までに掲げる取引に係る清算手数料の算出の基準及び清算手数料率は、次のとおりとする。			2 業務方法書第3条第2項第2号から第6号までに掲げる取引に係る清算手数料の算出の基準及び清算手数料率は、次のとおりとする。		
清算対象取引の区分	算出の基準	清算手数料率	清算対象取引の区分	算出の基準	清算手数料率

業務方法書第3条第2項第2号に掲げる有価証券オプション取引(注1)	取引数量	<p>当社が当該月に引き受けた債務(注2)について、</p> <p><u>オプション対象証券の売買単位に係る数量が10未満である場合、1取引単位につき</u></p> <p style="text-align: right;">1円</p> <p><u>オプション対象証券の売買単位に係る数量が10以上100未満である場合、1取引単位につき</u></p> <p style="text-align: right;">5円</p> <p><u>オプション対象証券の売買単位に係る数量が100以上である場合、1取引単位につき</u></p> <p style="text-align: right;">10円</p>	業務方法書第3条第2項第2号に掲げる有価証券オプション取引(注1)	取引数量	<p>当社が当該月に引き受けた債務(注2)について、</p> <p style="text-align: right;">1取引単位につき</p> <p style="text-align: right;">10円</p>
	権利行使及び権利行使の割当てに係る数量	<p>当該月に清算参加者が行った権利行使及び清算参加者が受けた権利行使の割当てに係る数量について、</p> <p><u>オプション対象証券の売買単位に係る数量が10未満である場合、1取引単位につき</u></p> <p style="text-align: right;">1円</p> <p><u>オプション対象証券の売買単位に係る数量が10以上100未満である場合、1取引単位につき</u></p> <p style="text-align: right;">5円</p> <p><u>オプション対象証券の売買単位に係る数量が100以上である場合、1取引単位につき</u></p> <p style="text-align: right;">10円</p>		権利行使及び権利行使の割当てに係る数量	<p>当該月に清算参加者が行った権利行使及び清算参加者が受けた権利行使の割当てに係る数量について、</p> <p style="text-align: right;">1取引単位につき</p> <p style="text-align: right;">10円</p>
(略)		(略)			

<p>(注1)～(注4) (略)</p> <p>(注5) <u>(削除)</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、別表第1項については平成29年2月28日から、別表第2項については平成29年3月1日から施行する。</p>	<p>(注1)～(注4) (略)</p> <p>(注5) <u>取引数量は、各月の1日に開始する取引日から当該月の末日に開始する取引日までの取引数量をいう。ただし、当社が必要と認める場合を除き、指定市場開設者が定める建玉調整制度に基づき成立した取引に係る数量を除くものとする。</u></p>
--	--